

在宅の障がい者を支援します

宇都宮市緊急時相談支援事業を実施しています

事業の概要 (ご利用の流れは裏面をご覧ください。)

地域において生活している障がいのある方やご家族の相談に応じ, 地域生活に必要な支援を 行っている「障がい者生活支援センター」が下記の支援を行います。

- 夜間休日を含む緊急時の電話相談の受け付け及び定期的な見守り支援
- 緊急受け入れが必要な場合に受け入れ施設を調整

なお、利用にあたっては<u>登録制</u>とし、登録の際に障がい特性、家族情報、服薬情報等について、障がい者生活支援センターの相談支援専門員が面談等による聞き取りを実施します。

聞き取った情報は市が適正に管理し、緊急受け入れの際に、情報を受け入れ施設に提供し、 スムーズな支援につなげます。

本事業における「緊急時」とは?

在宅で生活する障がい者を介護している家族等が、突発的な病気や入院、死亡、その他やむ を得ない理由で介護を行うことができなくなり、障がい者が単身生活することが困難になる場 合をいいます。

特に、福祉サービスなどを利用しておらず、緊急時の相談先が見つからないということがないよう、本事業に事前登録することで、相談先を確保するものです。

登録の対象者 (①から③のすべてに該当する方)

- ①宇都宮市内に在住する18歳以上65歳未満の在宅の障がい者
- ②障がい福祉サービスを利用していない方、もしくはサービスを利用していても、 指定相談支援事業者と契約を締結していない方(セルフプランの方)
- ③本事業における「緊急時」の状況となることが想定される方

お問い合わせ先

宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課 (宇都宮市役所1階 B2番窓口)

TEL: 028-632-2366 FAX: 028-636-0398 E-mail: u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp





利用までの流れ

利用希望者·家族等

市 = 障がい福祉課

センター = 障がい者生活支援センター



利用を希望する場合、市もしくはセンターに相談してください。

市 : 対象となるかの確認

対象者

対象外の方



必要に応じ、短期入所等の障がい 福祉サービス等の利用案内等

市に登録申請

センターの相談支援専門員と面談等の実施

センターが面談等での聞き取り情報をまとめ市に情報提供

市 : 情報の登録・管理

センター: 登録者からの緊急時電話相談への対応・訪問等の定期的な見守り

新たに障がい福祉サービスを利用し計画相談支援事業者と契約した場合等, 本事業の対象外となり,本事業での支援を終了とする場合があります。

緊急時の支援の流れ



※ ここでいう「緊急事態」とは、本紙「2. 緊急時 の定義」に記載されている場合を想定しています。



登録者もしくは家族等は、センターの 相談支援専門員に電話します。

センター: 夜間休日を含め,緊急電話の受付及び対応

センターは市と連携し入所施設等の受入れ先等の調整、確保を行います。 後日、関係機関を含め個別支援会議等でその後の支援の方向性の検討を行います。